令和２年度キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）地区土地買取申出要項（200 ㎡未満）

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十五条の規定による、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出についての要項を次のとおり定める。

１　対象地区　　キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）地区

２　土地を買取る目的　　緑地・公園用地確保の為
※土地の総取得面積については、約 3,000 ㎡を予定しております。

３　先行取得対象者　　当該地区の平坦地部分に土地を保有する方（面積が２００㎡未満）

４　土地買取り条件　　北谷町に土地の買取りを希望する方
※抵当権等の所有権以外の権利が設定されている土地であっても申出はできますが、契約までに抹消する必要があります。

５　申出受付期間　　令和２年７月１５日（水）～ 令和２年７月３１日（金）

６　申出必要書類等
（１）　土地買取希望申出書
（２）　「平成 31 年度 土地賃借料算定調書及び土地明細書」（軍用地料支払い明細書）
※令和 2 年 3 月発行の軍用地料精算分に係る明細書
（３）　認印

７　申出書提出・お問合せ先
北谷町役場　総務部　企画財政課　跡地利用推進係
TEL：９３６－１２３４（内線１３２１・１３２２）

令和２年度キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）地区土地買取申出要項（200 ㎡以上）

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十五条の規定による、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出についての要項を次のとおり定める。

１　対象地区　　キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）地区

２　土地を買取る目的　　緑地・公園用地確保の為

※土地の総取得面積については、約 3,000 ㎡を予定しております。

３　先行取得対象者　　当該地区の平坦地部分に土地を保有する方（面積が２００㎡以上）

４　土地買取り条件　　北谷町に土地の買取りを希望する方

※抵当権等の所有権以外の権利が設定されている土地であっても申出はできますが、契約までに抹消する必要があります。

※共有名義土地の場合、所有者全員が申出に同意していただくか、全員が申出に同意していただけない場合は、土地を分筆（共有物分割）していただく必要がありますので、申出前に担当窓口へご相談ください。

５　申出受付期間　　令和２年８月３日（月）～令和２年９月１５日（水）

６　申出必要書類等

（１）　土地買取希望申出書

（２）　「平成 31 年度 土地賃借料算定調書及び土地明細書」（軍用地料支払い明細書）

※令和 2 年 3 月発行の軍用地料精算分に係る明細書

（３）　認印

７　申出書提出・お問合せ先

北谷町役場　総務部　企画財政課　跡地利用推進係

TEL：９３６－１２３４（内線１３２１・１３２２）